

科学研究費成果報告書「近現代日本の政策史料収集と情報公開調査を踏まえた政策史研究の再構築」(基盤研究(B)(1)、代表者伊藤隆平成15・16年度、代表者伊藤隆、課題番号:15330024)より

4. 河野 一郎氏、寺井 順一氏

かわの・いちろう 財務省大臣官房文書課情報公開室長

てらい・じゅんいち 財務総合政策研究所主任調査官

日時: 2004年1月23日

出席者: 伊藤隆 村井哲也 武田知己 黒澤良 駄場裕司 梶田明宏 佐道明広
鹿島晶子 東中野多聞 黒沢文貴 神田豊隆 佐藤純子 河野康子 奥健太郎
伊藤光一 赤川博昭 高橋初恵 小宮京 児玉圭司

伊藤 時間になりましたので始めさせていただきます。本日は、私が財務省の方と偶然お知り合いになりました縁で、お二人の方に来ていただきました。お一人は、財務省大臣官房文書課情報公開室長の河野一郎(かわのいちろう)さんでございます。

河野 河野でございます。

伊藤 字は河野一郎(こうのいちろう)と一緒にですが、“かわの”さんです。

それからもう一人の方は、まだ大蔵省という名前があるのかどうか知りませんが、この間いただいた名刺を見ますと、大蔵省財政金融研究所主任調査官の寺井さんです。

寺井 古い名刺でしたか、失礼いたしました。

伊藤 これはやっぱり財務省になるんですか。

寺井 財務省です。

伊藤 このお二人にお話を伺うわけですが、河野さんには情報公開一般のお話を伺いまして、寺井さんからは財政史編纂事業に関するお話と、我々は財政史室とっておりますが、その資料についてお話を伺うことになっております。それではよろしく願いいたします。

河野 先ほどご紹介いただきました情報公開室長の河野です。よろしく願いいたします。伊藤先生のほうから情報公開について説明をしてほしいというご依頼を受けまして、情報公開の制度自体は、総務省行政管理局が省庁全体としては担当しておりますが、伊藤先生とちょっとお付き合いができました関係で、財務省の私のほうから説明をさせていただきます。それから、特に財政史についてご興味があるということで、後ほど財務総合政策研究所の寺井のほうから、それにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、情報公開制度につきまして資料に基づいて説明をさせていただきますが、おそらく財務省以外のどこの省庁、あるいは独立行政法人につきましても、ほぼ同じような形で情報公開の請求ができるのではないかと思いますので、参考にしていただければと思っております。まず、資料の1ページをご覧ください。これは財務省のホームページでございますが、この中に情報公

開の欄もございます。中ほどの左のほうに四角でかこっておりますが、ここをクリックしていただきますと、2ページでございます「◆情報公開」というページが出てまいります。

ここにはまず情報公開の概要が書いてございます。情報公開法は、平成13年4月1日に施行されて今年で3年目を迎えるわけですから、国については施行されてからそれほど日にちが経っているものではございません。むしろ地方公共団体のほうが先に進んでおります。その内容につきましては、誰でも行政文書の開示を請求することができ、請求された行政文書につきましては、原則として開示をすることになっています。この欄では、「情報公開制度について」「情報公開（開示請求）の手続き等について」ということで大きく二つに分けておまして、いちばん下に「情報公開Q&A」を掲載させていただいておりますので、それぞれのところをクリックしていただきますと、概要や手続き等が分かるような仕組みになっております。

それでは、情報公開制度の概要について説明させていただきます。3ページをご覧ください。まず、開示請求権制度ですが、情報公開法の定めるところにより、何人も、財務省に対し、財務省の保有する行政文書の開示を請求することができることになっております。

そこで開示請求できる文書は、職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有する文書、図面及び電磁的記録——フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報が対象となります。つまり、紙で残っているものでも、電磁的に保存された文書でも、あるいはマイクロフィルムやビデオテープ等も含めまして、行政機関として組織的に用いるものとして保管されていれば、開示請求できる形になっております。ただし、書籍等の市販物や、博物館、公文書館などで特別に管理されている歴史的資料は、開示請求の対象文書からは外れております。たとえば、一般に財務省で販売している書籍について開示請求されても、それは買って下さいということで、開示請求はできない形になっております。また、公文書館などに管理されているものにつきましては、その規則によって公開する形になっておりますので、それぞれのところの開示方法にしたがっていただくことになります。

次に開示請求の窓口でございますけれども、財務省の場合、本省のほかに財務局、税関など、それぞれ窓口が分かっておりますので、それぞれの情報公開の窓口で開示請求を受け付ける形になっております。私は本省の情報公開室長でございますけれども、財務省の場合、国税庁は外局になっておまして、国税庁自体にも情報公開室が別途ございます。ですから、国税庁に関するものは国税庁の情報公開室に請求していただき、国税庁以外の本省の部分につきましては、私ども本省の情報公開室に請求することになります。あと、財務局や税関にもそれぞれ窓口がありますので、そこで請求していただく形になっております。本省に請求されましても本省にあるものしか開示できませんので、たとえば「財務局のものも含めて開示してください」と言われましてもできません。

窓口の詳細につきましては、27ページから30ページに載せております。これだけ情報公開の窓口がありますので、多分ここにあるだろうというところに請求に行ってくださいことになりますが、分からない場合には、窓口で「こういうものはどこにありますか？」と聞いていただきたら、「これは本省にはないので税関に行ってください」というように申し上げますので、そ

れにしたがって請求していただくことになります。

また、行政文書ファイルとか行政文書の特定に資する情報等の提供も受けられます。どういった文書があるのか皆さん分からないと思いますので、ホームページに行政文書ファイル管理簿というものを掲載してありまして、そこでどういう行政ファイルがあるかというのが分かります。ただ、そのファイルの中身が何かというと、ファイル管理簿では分かりませんので、そこから先は窓口に行ってください、「こういうものが見たいのですが、このファイルに入っていますか?」といったようなことで相談をしていただくのがいいかと思います。

次に情報公開総合案内所についてですが、総務省が国の行政機関全体として情報公開について案内しておりますので、財務省以外のものについての相談は、総務省のほうに行くと言われていたのではないかと思います。

それから開示請求ですけれども、開示請求書というものがございますので、そこに必要な事項を記載して窓口へ提出するか、あるいは郵送でも受け付ける形になっております。開示請求の際には一件あたり 300 円の手数料が必要ですので、郵送の場合には、開示請求書に印紙を貼っていただくこととなり、窓口に来ていただきましたら、その場で印紙を買って貼っていただくか、あるいは現金で納付することも可能になっております。

続きまして 4 ページでございます。開示請求をしますと、どのような文書がそれに該当するか、請求内容を見て文書を特定する作業を行います。その特定をした上で、不開示にしたほうが適当だという部分がないかどうか、開示・不開示の審査等を含めて審査を行い、30 日以内に開示・不開示の決定通知を行います。ただ、原則として 30 日で行っておりますけれども、請求された内容によっては、行政文書が大量であったり、特定が上手く行われなくて時間がかかったりする場合もございますので、そういう場合には、30 日間延長して 60 日以内で開示決定ができることになっています。さらに、請求内容があまりにも膨大で 60 日でも処理できないと見込まれたときには、60 日以内にある程度を開示して、さらに相当な期間を定めて、そのときまでに残りのものについては開示しますという延長の特例もございます。いずれにしましても、なるべく 30 日以内の開示するというところで我々は作業をしているところでございます。そういう形で審査してできるだけ開示しますが、不開示情報がある場合には、その部分は開示できませんので、部分開示をするか、あるいは不開示を決定する場合もございます。

次に開示の実施ですが、開示決定の通知があった日から 30 日以内に、開示の実施方法等申出書を出していただくことになっております。それは、どういう開示ができるのか、たとえば、閲覧できるのか、写しがとれますとか、ビデオだったら見られますとか、電磁的記録ですとフロッピーに入れてお渡しできますとか、そういったことが開示決定通知書に書いてありますので、その方法のうちどれかを選択して、その選択したものを開示実施方法等申出書という形で提出していただきます。

その際、開示の実施手数料が必要になってまいります。文書閲覧の場合は対象文書 100 枚までごとに 100 円、写しが必要な場合には、1 ページあたり 20 円となっております。たとえば 30 枚の対象文書の写しを希望する場合がありますと、20 円×30 枚=600 円となりますが、開示

の請求の際に 300 円の印紙を貼っていただいておりますので、その 300 円については差し引くことになっております。ですから、600 円から最初に払っていただいた 300 円を差し引き、残った 300 円を追加して納付していただきます。文書の閲覧ですと 100 枚までごとに 100 円ですので、普通は 300 円の範囲におさまりますから、無料で閲覧することができます。

それから不服の申立てですが、我々のほうではなるべく開示しようとするのですが、どうしても不開示の部分があったり、全く開示できないこともあります。そういった決定に不服がある場合には、不服申立てをすることができます。たとえば、財務省の本省で不開示の決定をした場合には、本省に申立ててもらう形になりますし、財務局なり税関に開示請求をして、それに不服だという場合にも、財務局や税関ではなくて、本省のほうに不服申立てをしていただきます。財務省の本省で不開示をしたものについて不服申立てをする場合を異議申立てと、財務局や税関で不開示決定したものについて不服申立てをするのを、審査請求と言いますが、いずれにしても本省のほうに不服申立てをしていただきます。

不服申し立てを受けた事案につきましては、もう一度、本省のほうで中身を検討しまして、開示できるものは開示いたしますし、やはり開示できないということであれば、情報公開審査会——これは内閣府の中にありますけれども、そこに、不服申し立てに対する私どもの回答を諮問することになっております。その諮問に応じて審査会のほうでもう一度、審議をしていただき、たとえば、財務省は不開示と言っているけれども、ここは開示しなさいという答申が出る場合もあります。そうしますと、その審査会の答申にしたがった形で、私どもが最終的に裁決なり決定をいたします。その際、やはり不開示という結論の場合には、その裁決又は決定を行うだけですが、一部開示しなさいということになりますと、もう一度、開示決定の手続きをいたしますので、その開示決定にしたがって、また実施法等申出書を出していただくこととなります。それから、審査会で出た不開示という答申に納得ができない場合、直接訴訟したいということであれば、それも可能になっております。大体これが情報公開の一連の手続きの流れとなっておりますが、5 ページはそれを図にしたものです。

それでは、6 ページで実際の手続きについてもう少し詳しく見ていきたいと思います。開示の請求から実施の流れは、開示請求書をまず提出していただき、それに応じて原則として 30 日以内に開示決定通知書が届くことになっております。開示決定通知書が届きましたら、開示の実施方法等申出書を同封して送っておりますので、それを持ってきていただくか、あるいは郵送していただきまして、最終的に開示の実施ということになります。開示請求については、窓口の開示請求書を提出していただくか、郵送していただきます。その際、300 円の手数料を印紙なり窓口で現金納付していただきます。開示請求書の記載内容は、後ほど実際の書面に沿って説明させていただきます。

7 ページ目でございますが、開示請求書に基づきまして、開示・不開示の決定通知が 30 日以内に行われます。事務処理上困難な場合は、30 日以内に限り延長いたしますし、特に大量な場合には、もう少し延長する場合もございます。その後、開示の実施ということで、開示の実施方法等申出書を出していただき、その際に開示の実施手数料を払っていただきます。手数料納付に

については、請求の際に 300 円払っていますから、開示の実施手数料は 300 円におさまらないと
きだけ追加納付していただきます。以上が大体、一連の手続きの流れでございます。

続きまして 8 ページをご覧ください。開示請求できる文書ということで書かせていただいております。先ほど説明しました通り、職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有する文書が
対象となります。原則として開示することになっておりますが、不開示情報が 6 種類ございます。
その一つは個人に関する情報で、その文書に第三者の個人の名前が書いてあるとか、個人が特定
できてしまうときには、不開示情報に該当することになっております。個人情報の場合は、書い
てあれば基本的には開示が難しくなっております。

2 番目の法人の情報も書いてあると不開示の理由になります。しかし、法人の場合は、書いて
あるだけでは不開示の理由にはなりません。それを開示することにより、その法人に相当の損害
や不利益が出ると認められるときには開示できないということですから、個人の情報よりは条件
付で不開示になるという形になっており、開示しても影響が特にない場合には、法人の情報は開
示することになっております。

3 番目の分類といたしましては、国家の安全や諸外国との信頼関係を害するような情報——こ
れを国家安全情報と言っておりますが、こういったものも不開示情報となっております。外務省
などは多分、こういった情報が多いのではないかと思います。

それから、「4) 公共安全、秩序維持に支障を及ぼすような情報」。警察などにこのような情
報が多いかと思いますが、これらも不開示情報となっております。

「5) 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に
混乱を生じさせる恐れがある情報（審議検討等情報）」については、国の組織の中で審議会等
いろいろと審議をしております。最近ではインターネットで審議の概要や資料等が掲載されて
おりますから、透明性を確保できていると思いますが、一部の本当に難しいものについては載せて
いないものがあります。そのようなものについて開示請求されたときには、審議検討情報ですぐ
には開示できない場合がございます。しかし、これはその審議なり検討が終わると、その時点で
開示になる場合が多いと思います。

それから「6) 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報（事
務事業情報）」については、情報公開審査会のほうでいろいろと議論がなされて、そこまで不開
示にするのは不当であるという答申が結構出ておりますので、私たちも 6 号で不開示にするとき
には相当検討して、本当にこれに該当するのかどうか神経を使っているところですけども、こ
のようなことでどうしても不開示にしなければいけないような情報もあるわけです。

以上のような不開示情報に該当しないということであれば、開示することとなっておりますが、
9 ページには、開示請求の対象でないものが載っております。これは大体 3 つの類型がございま
して、まず、情報公開法の適用が除外されているもの、たとえば、登記簿ですとか戸籍、特許等
については、情報公開法の適用がそもそも除外されております。2 つ目は行政文書に当たらない
ということで、たとえば、官報ですとか白書等、販売することを目的としているもの、それから、
公文書館等において特別に管理されているものについては、官報などは購入していただくとか、

公文書館等で管理されているものについては、それぞれの規則にしたがって開示をしていただくこととなります。3つ目の他の法令で開示の規定がなされているものにつきましては、その法令にしたがって開示を受ける形になっております。たとえば、有価証券報告書等は、証券取引法にしたがって開示をする形になっておりますので、これは情報公開法に基づいて開示はいたしません。

10 ページをご覧ください。開示請求をするにしても、どのような文書があるのか分からないことがあると思いますが、情報公開法を受けて、国が保有している行政文書について1年以上保存することになっているものは、必ず行政文書ファイル管理簿に記載することになっています。行政文書ファイルというのは、それぞれの行政文書に応じまして、たとえば、これは30年保存しなさいとか、あるいは10年保存しなさいとか、その内容によって保存期間が情報公開法を受けて定まっておりますので、保存期間が同じで内容も同じような行政文書をひとかたまりにして作られたものです。ですから、一つの行政文書ファイルの中に保存年限が同じ複数の行政文書が入っているわけです。その行政文書ファイルをファイル管理簿に登録して、この行政ファイル管理簿を財務省のホームページに掲載しておりますので、ここでどのようなファイルがあるのか検索できるようになっております。検索画面は、大分類、中分類、小分類、あとファイル名とか、そこに適当な事項を選択してもらいますと、それに応じて検索が出てきます。

11 ページをご覧ください。検索結果画面の例ということで、これには大分類のところに「会計」と書いてありますので、これは大臣官房の会計課関係のものであります。そして中分類では、収入支出に関するものですか、予算決算に関するもの。さらに小分類では、収入支出の中でも出納に関するもの、このような形で区分されています。そして、実際の行政文書ファイルの名前が書いてありまして、その担当の課・係、いつ作成したものか、あるいは、他の省庁からもらったようなときには、いつ取得したものなのかが書いてあります。そしていちばん右側に保存期間が書いてあります。たとえば、法律を作るときに、その決裁文書については30年保存しなさいとか、そういったことが情報公開法を受けて定まっております、重要なものは大体1年から30年という形で区分されて、それぞれ保存年限が決まっています。また、保存期間が終了しても、その書類がまだ必要だということであれば、保存期間を延長することもあります。たとえば、30年保存して保存期間は終わったけれども、まだこれは捨てられないということになりますと、さらに30年延長するとか、10年延長するとか、あるいは一年ごとに延長を繰り返して、捨てられるようになるまでとにかく保存しておきます。このような形で検索が出てきますので、どのような情報がどういうファイルに入っているのか、概略が分かるようになっています。

それから、大分類、中分類にどのようなものがあるかというのは、次の12ページをご覧ください。左の欄に大分類が書いてありまして、上の欄の右側にそれぞれ中分類が書いてあります。大分類を見ていただきますと、総務・人事・会計・政策金融・信用機構、この辺りは財務省の大臣官房が保有しているところがございます。財政一般・予算・決算、ここは主計局になります。内国税は主税局で、関税・税関業務は関税局、理財・財政投融资・国有財産、この辺りは理財局が保有しているところですし、国際通貨・外国為替は国際局が保有しているところです。いちば

ん下に内外財政経済調査研究というのがありますが、これが財務総合政策研究所が保有しているところになりますので、そこの欄の5番を見てくださいと財政史と書いてあります。こういった形である程度、ファイルの見当をつけていただき、このファイルの中に何があるかというのは、窓口で問い合わせをしていただいたほうがいいかと思います。

次の13ページには、実際の開示請求書が載っております。具体的な記述方法については、15ページをご覧ください。財務省の場合は、財務大臣に請求する形になります。そして、氏名、住所と、請求内容を確認しないと何を請求されたのかこちらも分からないときがございますので、そのようなときのために連絡先を必ず書いていただくようになっています。

その下が「請求する行政文書の名称等」ということで、そこにどういったものが欲しいのかを書いていただきます。これは、先ほど言いました行政文書ファイルの名前自体ではなく、何が欲しいのかを具体的に書いていただいたほうが良いと思います。行政文書ファイルの中にはいろいろな行政文書が入っておりますので、ファイル自体を請求されますと、その中の全部ということになりまして、何100枚というようなことになってしまいます。ですから、そのファイルの中にあるこれこれとか、あるいは、ファイル名を書かずに、こういった文書というのを具体的に書いていただければいいと思います。ここをきちんと書いていただかないと、こちらも何を請求されているのか分からず、膨大な行政文書が対象になってしまうことになります。そのような場合には、私どもは補正と言いますけれども、どのようなものが欲しいのかを特定していただき、それに応じてこの内容をもう少し詳しく書いていただきます。

補正の話は、ちょっと飛びますが23ページをご覧ください。これはQ&Aの一つですが、「Q5 行政文書開示請求書の提出後、(1)行政文書開示請求書の補正、又は、(2)行政文書開示請求書の追加提出を行うよう言われたのですが」という質問内容になっております。これは、請求書の中で対象となる行政文書の特定が不十分であったと考えられます。あるいは、提出いただいた請求書の内容から行政文書を特定した結果、複数の行政文書が該当した場合です。開示請求は原則として一行政文書ごとに取り扱いますから、特定したら行政文書が2件、3件と出てきたとき、あるいは、請求の中身が分からないときには、請求の内容をもう少し詳しく書いていただくような形で補正をお願いします。たとえば、いくつかの文書が出てきますと、「この文書が欲しいですか？」と必ず聞くとあります。それで欲しいということであれば、「2件になりますので追加の請求書を提出してください」とか、「2件になりますので、追加の印紙または手数料を収めてください」というようなことをお願いすることがあります。

この特定がきちつといかないと、どうしても開示決定まで時間がかかってしまいますので、ここが情報公開の中で我々もいちばん悩むところです。ファイル名だけでは中身が分かりませんから、こういうものが欲しいということを窓口に来て相談していただきますと、担当者が必ずその場に行くようにしていますので、そのほうがスムーズに開示できると思います。また、担当者のほか、情報公開室のスタッフも必ず同席しており、事務に精通した情報公開室の担当者のほうが上手くアドバイスできる場合もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは15ページに戻ります。実施の方法というのがありますが、もし請求のときに、閲覧

したいとか、写しが欲しいとか、そういったことを決めていらっしゃれば書いてください。まだ決めていないということであれば、特に請求の段階では書いていただく必要はありません。あとは手数料の納付をしていただくということで、何件か分からない場合には、足りなければ後で請求をいたしますので、とりあえず一件だと思って300円だけ貼っておいてもらえれば結構です。たくさん最初から貼っていただきますと、後で返金したりする作業もありますから、むしろ少なめのほうが我々のほうもやりやすいので、とにかく300円貼っておいていただければ受け付けられますから、そうしていただければと思います。

このような形で請求書を出していただきますと、開示決定をすることになるわけですが、決定通知書は資料に添付しておりません。それで、16ページにございますが、開示決定と一緒に「行政文書の開示の実施方法等申出書」というのをお渡しすることになっています。郵送で開示決定を行う場合……たいてい郵送でこれはやっておりますけれども、郵便の中にこれを同封して送る形になっています。そして、実施方法等申出書に記載していただき、またこちらに送り返していただくわけです。

記載方法については、氏名、住所、連絡先は先ほどと同じような形で記載していただきますけれども、「1 行政文開示決定通知書の番号等」の「*日付・文書番号」というのは、こちらが記載してお送りしますので、特に書き加える必要はないと思います。また「2 求める開示の実施の方法」につきましても、「行政文書の名称」「種類・量」というのは書いてお送りしますし、「実施の方法」についても、たとえば、「1」のところが「閲覧」とか、「2」のところが「写しの交付」とか、そういう形で書いてお送りしますので、該当する番号に丸をして送り返していただくことになります。そこで閲覧を希望した場合には、「3 開示の実施を希望する日」のところで、いつ見たいのか希望の日付を書いていただくことになります。また、遠方なので見には行けないから写しの交付を郵送でお願いする人もいるかと思えます。そのときには写しの交付のところに丸をしていただいて、「4 写しの送付の希望の有無」のところで「有」に丸をしてください。その場合、郵送料として郵便切手を同封していただくことになっております。この郵送料につきましても、開示決定通知書の中に、写しを郵送する場合にはいくらかかりますと書いてありますから、それと同じ額の郵便切手を同封して送り返してもらえれば、郵送でお送りできる形になっています。それから、開示の実施手数料についても決定通知書の中に書いてありますから、その金額を書いていただき、収入印紙を貼って送り返してもらえば結構です。

17ページですが、「行政文書の更なる開示の申出書」というのがあります。これは、たとえば実施の申出書で閲覧をしたいということで実施したけれども、あとで写しも欲しくなった場合、この申出書を出していただきます。これは、最初に閲覧をした日から30日以内に出していただく形になりますが、そのときには、写しを下さいということで出していただければと思います。

ここで留意点ですが、開示の実施の際、たとえば最初、閲覧をしたけれども、もう一回見たいので同じ方法をお願いしますというのは、情報公開法の政令で正当な理由がない限りできないことになっております。これについては、法令を作ったときに、何回も何回も開示の実施に来られると、行政の受ける側の事務が非効率になる可能性があるということで規定されたようでありま

す。ですから、閲覧ということで一回やりますと、二回目の閲覧はできませんので、もう一回見たいということであれば、そのときは写しの交付を求めていただく形になります。また、最初に写しの交付をされますと、もう文書を持っているはずですから、閲覧の請求は出てくるはずがありませんので、そういった形での更なる開示の申し出はできません。ここで、正当な理由がある場合とはどういうときなのかを説明いたしますと、最初に写しの交付を求めて写しをもらったけれども、災害等でその写しがなくなってしまった場合などです。このような正当な理由がない限り、同じ開示方法での更なる開示の申し出はできないことになっておりますので、注意していただきたいと思えます。

それから、これは開示の実施のときの留意点ですが、25 ページをご覧ください。「Q15 開示の実施を窓口での閲覧の方法で受ける場合に、人数に制限はありますか」という質問ですが、情報公開法では、開示の実施を受けられるのは開示請求者だけということですから、開示請求者以外の方は閲覧できません。複数で閲覧をしたいということであれば、請求をするときから連名で請求書を出していただければ閲覧できます。これは後で追加することはできませんので、請求のときに連名で出していただくことしかできませんから、その点は留意していただければと思います。

その他の留意点としましては、文書を特定して見つかったけれども、その文書が財務省で作成したものではない場合があります。たとえば主計局などは、他の省庁で作成した文書等をたくさん受けて予算の査定をしており、そういった文書に対して開示請求が来るときがあります。他省庁から受けて保存していた行政文書が該当した場合には、財務省でその中身を開示していかどうかの判断ができませんので、その文書を作成した他の省庁に移送をして、その省庁で開示決定をしていただく手続きがあります。ですから、財務省に請求したけれども、たとえば外務省の文書でしたということになりますと、財務省から外務省にその事案を移送して、移送しましたという通知を開示請求者に送ります。そうしましたら、その後は移送先との間で開示請求について手続を進めていただくこととなります。

いままでお話したことが大体手続きのこととなります。それから、18 ページ、19 ページは手数料です。こういうものはいくらと細かく書いてありますので、参考にいただければと思います。

それから、請求された文書を特定したときに、個人の情報や法人の情報が入っていた場合には、こちらで開示していかどうか判断がつかないケースがあります。そういうときには、その個人や法人に対して情報を開示していかどうか意見照会をする手続きがあり、この手続には少なくとも2、3週間は時間を要します。それでどうしても開示決定が遅くなってしまうことがございますので、そこはご理解いただければと思います。以上が情報公開制度の概要です。

次に、参考までに20 ページと21 ページに、行政文書の公文書館への移管の話をつけておきましたので、この点について説明をさせていただきます。閣議決定で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」というのが、平成13年3月30日に決められております。これを受けまして、「各府省庁官房長等申合せ」というのがその下にございます

が、要は、行政文書の中で歴史的資料として重要な公文書につきましては、捨ててしまうのではなく、きちっと公文書館に移管しなさいという申合せが行われています。そこで、どういうふうに移管するのかということですが、保存期間が満了した行政文書のうち、次に掲げるものは公文書館に移管することになっています。まず、「(1) 国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な政策等国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定を行うための決裁文書」と、「(2) 国政上の重要事項等に係る意思決定に基づく当該行政機関の事務及び事業の実績が記録されたもの」「(3) 昭和 20 年までに作成され、又は取得されたもの」、「(4) 各行政機関の保有する行政文書であって、(1) から (3) までのいずれにも該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすことになった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について各行政機関と合意したもの」これらについては公文書館に移管することになっております。

そこで、実際はどうしているかと言いますと、行政文書ファイル管理簿というのは、基本的に全行政文書についてできておりますので、その中から今年保存期間が満了するものをリストアップしまして、その中で延長をかけるもの——30 年保存になっているけれども、あと 10 年保存したいといったもの——を除いた廃棄予定のものリストを、内閣府を通じて国立公文書館の担当者のほうに、移管の要件に該当すると思われるもののリストと一緒に送ることにしております。そうしますと向こうから、これは要りませんか、これは要りますとか、そういった意見が出てきます。先ほど言いましたリスト自体は大体、9 月末締めで 10 月くらいに行くようになっていきますので、その後、翌年の 2 月くらいまでかけていろいろと協議をいたします。協議が整いますと、それに応じて年度末から翌年にかけて文書を移管していきます。ですから、勝手に行政機関のほうで行政文書を捨てるようなことはしておりませんから (笑)、国立公文書館が必要だと思えば、その行政文書は確実に移管されているはずですよ。

あと、保存期間は 30 年なら 30 年と決まっておりますが、これを勝手に短縮することはできないように法律が整備されています。証拠隠しのようなことをされる可能性がありますから、保存期間よりも早く破棄するときには、きちっと大臣まで決裁を上げて、どれを廃棄したのかインターネットやホームページで公開することになっており、そういったことを行うとすぐに分かるようになっていきますから、重要な行政文書はそんなに簡単に捨てられるものではないことをご理解いただきたいと思います。

今年財務総研のほうで相当努力をしていただきまして、重要な文書として 30 年保存になっていて、今年はそもそも保存期間の満了の年にはなっていませんが、CD に写し変えて記録をとったものがありますので、その 800 くらいの行政文書を国立公文書館に移管するというのでいま協議をしております。

あとは参考の資料ですので、見ていただければと思います。私のほうからは以上です。

伊藤 それではここで質問をさせていただきます。行政文書ファイル管理簿というのは、財務省が持っている全ての行政文書の目録と考えてよろしいわけですか。

河野 はい。

伊藤 これは公文書でございますか、行政文書でございますか。

河野 行政文書です。

伊藤 これも公開の対象になるわけですね。

河野 ファイル管理簿は公開の対象になっておりますし、既にホームページに出ております。

伊藤 管理簿そのものがですか。

河野 そのものを載せています。資料の2ページをご覧ください。これがホームページですけれども、中ほどに「情報公開（開示請求）の手続等について」と書いてありますが、その下の右側の列の4番目に「●行政文書ファイル管理簿」とあります。ここをクリックしていただきますと10ページのような画面が出てきます。この検索画面で、たとえば、大分類を指定していただくとか、行政文書ファイル名を適当に財政史とか……。

伊藤 ちょっと待ってください。いま僕が言っているのはそういうことではなくて、検索するもとです。これは管理簿ですよ。その管理簿自体も公開の対象になっていきますかという質問です。

河野 管理簿は、請求されれば公開すると思います。ただ、膨大な量です。

伊藤 ええ。ですから、管理簿全体ではなくて、たとえば、管理簿の中の総務なら総務の部分、何10万かかけてコピーすることも可能でしょうか。

河野 ホームページで公開しておりますから、可能だと思います。

伊藤 いや、それは検索して特定しないと駄目でしょう。

河野 ファイル管理簿という名称で請求をされるということですね。

伊藤 ええ。そうすると、情報公開の管理簿は、この行政文書の分類基準ではどこに入るんですか。

河野 ファイル管理簿自体は情報公開室が持っていますので、12ページの大分類でいきますとAの「総務」のところの、3の「文書」のところにも多分入っていると思います。

梶田 いまの点についてちょっとお伺いしたいのですが、ファイル管理簿と伊藤先生がおっしゃっているのは、元の簿冊の表題が正しく載っているものという意味ですか。

伊藤 そうです。

梶田 こういう分類基準を作ったファイル管理簿というときには、かなり実際の簿冊の名前と異なっていて分からないと思うんです。たとえば、一件ものような簿冊にどういふ簿冊名が付けられているのか、ここからは全然見えませんよね

河野 ファイルの中身は……。

梶田 中身ではなくて表題です。情報公開法が施行される前には、いろいろな簿冊名が付いていたはずですよ。しかし、このファイル管理簿では、そういう簿冊名が分からないようになっていたのではありませんか。

河野 いや、それまでは全くそういう管理がありませんでしたけれども、情報公開のときに全部名前を付けなさいということになっていますので。

梶田 ですから、その名前の付け方が、別の名前で付けたということはないですか。たとえば、

「何とか一件」とか事件別の一件ものの簿冊があって、そういうものが管理簿では分からないような作り方をしているとか、そういうことはないですか。

河野 行政文書ファイルは、もともとの行政文書とは同じになっていませんから、たとえば、ドッジファイルなどに綴じてあるものが一つの行政文書ファイルということではなくて、ドッジファイル一つが一つの行政文書ということもあり得るわけです。同じ保存年限のものであって、中身が同じような行政文書をつ一つの行政文書ファイルとしますから、たとえば、その一つの行政文書ファイルの中に、実際はドッジファイルが5冊とか10冊というふうな形になっています。

梶田 多分、情報公開法が施行される前には、それなりに文書管理規定があって、どここの課でこういう文書を作るといような規定になっていたはずなんです。それで、その規定に則った簿冊タイトルが多分、付いていたのではないかと思うのですが。

寺井 それはおそらく、保存文書というシステムのことをおっしゃっているんじゃないでしょうか。それはもう解体されて、これは前の研究会で大森先生が報告されている通りですが。

梶田 それで、いま行政文書としてあるものについては、そういうファイルはなくても……。

寺井 要するに、名称としては変わったものもあると思います。

梶田 そういうものを見つけて、この文書が見たいという請求をする場合は、どうしたらよろしいでしょうか。

寺井 その場合は、補正という形でその内容を言っていただくということですね。いつ頃のどんな文書が見たいということをお願いして、お互いに情報を出して特定していくことになります。

伊藤 次の質問は、我々は戦前期の保存されている文書をよく見ているわけですがけれども、大体簿冊にしていますよね。そして、その簿冊の中にたくさんの文書が入っていますが、それが、ここで言っている一点とかいう場合、簿冊を指しているのか、簿冊の中にある個々の一枚の紙を指しているのか、それはどうなんでしょうか。

河野 一枚の紙というよりも、これこれについてとか、そういった形でひとまとまりになったのが行政文書になるわけです。そして、この行政文書はいつ頃作られたもので、保存期間が何年で、何に関わるものだから、それと同じようなものを集めて行政文書ファイルを作りましょと、こうなっているわけです。ですから、簿冊になっているかもしれませんが、それで一つの行政文書となっているかもしれませんが、それをいくつか集めて行政文書ファイルという形になっているんです。

伊藤 ファイルということと簿冊が一致しているわけではないんですね。

河野 ないです。

伊藤 分かりました。それで、その簿冊を見たいと言った場合に、その簿冊の中に不開示になるものが含まれている場合には、その簿冊全体が不開示になるのでしょうか。

河野 それはいろいろなケースがありまして、個人情報などについては、たとえば、名前だけ消せば特に影響がないということであれば、そこだけ黒塗りするという形になります。

伊藤 黒塗りするというのは、要するに、コピーにすることですか。原文書に黒塗りする

わけにはいかないでしょう。

河野 それはできません（笑）。閲覧の場合には、コピーして黒塗りするしかないです。

伊藤 そうすると、普通は原文書を見せると。

河野 必ずしもそうではありません。これは法律できちっと説明したほうがいいと思いますので、36ページの14条をご覧ください。「(開示の実施)」のところですが、「行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。」となっております。

伊藤 まあ、我々もそういうことをやっておりますので、その部分は分かります。ただ、いませっかくおっしゃったので、これも聞こうと思っていたことですが、3ページのところに「職員が組織的に用いるもの」という定義がありますが、組織的に用いるものと用いないものというのは、どういうふうに違うのでしょうか。

河野 たとえば、係員が何か上司に上げるペーパーを書かなければいけないということで、いろいろな資料を集めます。たとえば、インターネットで調べたり、どこかから資料を取り寄せたりします。しかし、その時点ではまだそれは個人文書です。それに基づいていろいろな草案を書くわけですが、その時点でもまだ個人文書です。これが一応の形になって係員が係長に相談して見せた時点で、それは組織的に用いたことになります。要は、何人かでその中身を共有すると、それは組織的に使っていることになります。

伊藤 そうしますと、個人のメモなどは、そういうところには入らないわけですね。

河野 入りません。また、そういった形で上司にあげて行く過程で内容が変わっていきますので、その時点で前のものは捨てられると思います。そして、これが最終のものとなりますと、財務省の場合は、行政文書を特別に管理する棚がありますから、そこで保管することになっています。ですから、それが最終的な行政文書ということになります。

伊藤 そのプロセスは文書にはならないわけですか。

河野 途中でもしそれを指定されたら、出さざるを得ないこともあるかと思いますが、最終的にできあがったものが、請求文書ということになります。

伊藤 これは行政文書ではありませんが、アメリカのナショナル・アーカイブスなどに行って「こういうものが見たいのですが」と言うと、いろいろな目録や何かを出してくれて、「多分あなたのはこれとこれとこれでしょう」と言うので、「じゃあ、持ってきてください」とお願いすると、カートにダーンと山のように来るのでこっちが仰天するわけですが、それとは大分イメージが違いますね。ですから、簿冊の場合どうなのかなというのと、いまその簿冊の中に云々と言いましたけれども、特定の個人というのは、どういうことかなと。たとえば、その文書を作った人の名前が書いてあると、これは特定の個人ですよ。

河野 それは財務省の場合、係長以上の人は職員録に載せて明らかになっているので、係長以上の者の名前が書いてあっても、それはそもそも公になっていますから隠す必要がないので、それ

は開示します。ただし、係員の名前は職員録に載っていないものですから、それは不開示になります。

梶田 そういったことで実際に不開示になった事例もいっぱいあると思いますし、不開示になるだろうというのもあると思うんですけども、そういった資料を国立公文書館などに移管した場合、それはどういう扱いになるんですか。

河野 それは情報公開法の適用外になりますので、そこは私はあまり詳しくはありませんが、公文書館法や公文書館の規則にしたがって公開することになると思います。

梶田 そうしますと、その件に関しては任せるという形になるわけですか。

河野 基本的にはあまり口出しできないようになります。ただ、移管する際に、ここは不開示に該当しますということは言って移管していますので、それはある程度、見てくれるのではないかなど。

伊藤 たとえば、誰かが誰かに対して意見書を書いたとします。そして、それを外部の人が書いた場合には、その特定の個人が特定されることになりますか。

河野 なります。

伊藤 そして、そういうものは不開示になると。

河野 そこは法律に細かく書いてありますので、40 ページをご覧ください。第5条1号のところですが、個人に関する情報に該当しても、「ただし、次に掲げる情報を除く。」と書いてありますから、これに該当すれば個人に関する情報でも開示することになります。それについて「イ」「ロ」「ハ」と書いてありますが、よく該当するのが「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」というものです。要は、個人に関する情報でも、世の中で慣行として公になっているということであれば、これに該当するので開示になります。

伊藤 個人情報というのは非常に幅広い概念ですので、特定の個人が登場しない文書はあまりないと私は思うんですね。そうすると、殆ど全ての文章は不開示になるのではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

河野 財務省の場合はむしろ特定の個人文書というのは結構少なくて、行政文書で特定の個人が登場するのは大体、決裁の判子を押ししているくらいのもんですから、該当するのは、係員の名前を消すとか、それくらいです（笑）。

伊藤 それは係員の名誉を傷つけているんじゃないですか（笑）。

河野 本省よりもむしろ財務局や税関ですね。財務局は国有財産を扱っておりますので、その所有者が誰かとかそういうのはよく出てきますから、そういうときは個人情報で不開示とすることはよくあると思います。

梶田 財務省絡みのもので、審査会まで行って「開示しなさい」と言われたような具体例は何かございますか。

河野 それはいくつかありますが、結構微妙なものが多いんですね。たとえば、国有財産を払い下げする場合、周りの地権者の同意を取るわけですが、周りの地権者は大体個人の名前ですから、

それは不開示になります。ところが、その地域の中に土地関係の組合があって、その組合について開示するのかもしれないかという話がありました。それは「何とか組合で組合長誰々」と書いてあって、その組合は地域の人たちが集まって運営しているものでしたが、調べてみると、その組合自体は、形だけになっていて、組合長も順番にその地域の人になっているんですね。ですから、国有財産の払い下げに同意をしたことも、あまりその地域の人には知らないような状況になっているものですから、これに同意したというのを出すと、組合の運営や組合長に迷惑がかかるのではないかということで、財務省のほうは、組合のものは全部不開示ということで諮問したんです。

それに対して審査会は、別にこれを出しても組合の運営に支障があるとは考えられないし、そもそも同意するのは組合の仕事なのだから組合名を出しなさいと、こういう答申でした。ただ、組合長は順繰りに形だけでなっているような人ですから、これは個人情報になるので組合長の名前は不開示にしていよいよという答申が出されたことがあります。ですから、そこは極めて微妙なもので、その状況に応じて判断せざるを得ないということです。

伊藤 非常に難しい問題で、現在動いている事柄についての文書の場合はそうでしょうけれども、もう歴史になってしまったようなものも財務省でたくさん抱えているわけですが、そういうものを個人が特定できるということで一々やられると、殆ど見られないのではないかと逆に心配をしております。

河野 それは私も文書にあたってみないと分かりませんが、財務省が持っているというのは、何らかの形で財務省の人間が関わっている文書が多いのではないかと思います。

伊藤 後でお話くださる財政史室が持っていたものは、また性格がちょっと違うのかもしれないですね。

河野 当時、大臣だったとか、そういうことであれば、そのとき大臣の職にあったわけですから、そういうのは開示せざるを得ないのではないかと思います。その時点では公務員としてやられているわけですから。

伊藤 ただ、たとえば、愛知さんなら愛知さんのものは、大蔵大臣のときだけの文書ではないわけですね。

河野 ええ。ですから、それはケース・バイ・ケースで見えていかないとしようがないです。

伊藤 あれは僕が見た限りでは簿冊になっていて、この簿冊はちょっと駄目とかいうふうな形で……。

河野 簿冊ごとというのは、ものによりますけれども、個人情報の場合で、それ全部が不開示というのは、あまりないと思います。

伊藤 だけど、政治の世界の話のものもあるわけですね。

河野 ですから、そこはケース・バイ・ケースですけれども、個人情報だけで全部不開示というのは、あまりないのではないかと。ただ、そこを不開示にしても明らかに特定の個人が分かるというものであれば、ちょっとどうなのかというのはありますが。

梶田 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という条項がありますが、たとえば、勤務先の住所などから類推し

て、これは裁判でやっているやつだなとか、これはマスコミだなとか、想像がつくわけじゃないですか。そういうことは判断に影響しますか。

河野 もし分かって、しないようにしています。

梶田 そうすると、あらゆる可能性があるわけですから、拡大解釈して消す方、消す方に動いてしまいますね、そういうことはないですか。

河野 それはいいです。法人の場合は、我々で判断がつかないものですから意見照会するものが多く、法人によっては開示しても結構ですという返事がくる場合もありますから、そういうときは開示します。

梶田 該当する法人ですか。

河野 そうです、該当する法人です。

伊藤 済みません。さっきから簿冊にこだわっていますが、簿冊が、大分類、中、小、そしてファイル名というところの、この簿冊になることもあるわけですか。

河野 中、小……大分類、中分類……。

伊藤 それで検索していくと、文書名というところに出てくるのが、ファイルというか簿冊になっていると。

河野 あくまでもファイル名ですので、簿冊名とは限りません。簿冊そのものがファイル名になっている場合もありますし、いくつかの簿冊が集まってファイルになっている場合は、簿冊名は出てこないで、そのまとまったファイル名が出てくるだけです。

伊藤 そうすると、たくさんの文書が綴じこまれている場合、管理簿は簿冊で出てくるんですか、それとも個々の文書で出てくるんですか。

河野 いまのところそこまでは整理されていません。このファイルはこれだけの簿冊ですよとか、ドッジファイルですよとか、そういう固まりはきちんと区分して、それを行政文書の整理棚にきちんと置いておくことになっていますから、このファイルといたら、この固まりがそうですよというところまではお示しできますけれども、この中身は何が書いてあるのか、どういう文書があるのかというところまでは整理されていません。

伊藤 それは将来的にはどうするつもりなんですか。

河野 そこまでは法律上は要求されておられませんし、しかも、中身を全部目次みたいに作るのはいへんな作業ですので、いまのところはそういう形には作ってはおけません。ただ、紙ではなくて電子媒体で残すものについては、ファイルの中身を調べれば、行政文書の表題までいわゆる目次みたいなものが出るようなシステムをいま開発しています。ですから、文書が全部電子化されていけば、財務省の場合は行政文書ファイルの中の行政文書の表題名まで見られるようになると思いますけれども、いまのところ電子的に残しているのは、全体の簿冊からすると数パーセントしかありません。30年前のものとか、もっと古いものも含めて殆ど紙ですから、そこまでの整理はしていません。

伊藤 それでは質問はこのくらいにして先に進めていただきましょう。寺井さん、よろしく願いいたします。

寺井 それでは、私のほうから財政史室にごぞいます行政文書の開示方法について、これは皆さんいちばんご関心があると思いますので、その辺りをお話したいと思います。その前に、レジュームを用意させていただきましたが、タイトルが「財政史室の業務内容」となっておりますので、ここから説明させていただきます。配布いたしました資料の目次1から3について順次お話をしてみたいです。

まず、ホームページに財政史の編纂状況を掲載しております。これが業務の中心となるわけでごぞいます。2ページ目でごぞいますが、表でごぞいますけれども、これまでに編纂を終えて刊行した財政史ということで書いてごぞいます。『明治財政史』は、明治元年から35年までを対象としておりまして、資料について補足をいたしますと、『明治財政史』については、主に部内で整理・編纂済の沿革史的資料を利用して編纂しております。編纂の方式については、主として編纂済の資料の再編集、増補・改訂を行っております。

次の『明治大正財政史』は、明治36年から大正15年を対象にしておりまして、このときは関東大震災で焼失した資料の復旧から着手をいたしました。この辺は大森さんからお話があったと思いますが、OB、それから部内、地方機関、民間からの資料の提供を受けまして、筆で写したたいへんな資料が私どものところに残っています。それはそれぞれ昭和財政史資料とか諸家文書と言われておりまして、いろいろな刊行物になって出ておりますので、よくご存じだと思います。

その次は、単に『昭和財政史』と書いてごぞいますが、これは戦前編という意味合いで、昭和元年から終戦までを扱っております。このときは昭和財政史資料を活用いたしました。昭和財政史資料というのは複数の簿冊の固まりです。これを活用し、さらに部内資料を収集いたしました。しかし、当時としてはやはり、資料が不足気味であるという反省があったように聞いております。そしてこのときには最後の巻の巻末に、関係法令、法令索引、関係統計を掲載しています。ですから、このときから資料的なものが一応、財政史の終わりのほうに付加されたわけです。

次が『昭和財政史—終戦から講和まで』で、終戦から27年4月までを対象にしております。このときは、先輩方や省内に大々的に呼び掛けをして資料収集をいたしました。それから特色としては、これもご存じだと思いますけれども、アメリカまで職員が出張いたしました。占領軍の資料を収集してきました。この資料が私どものところにごぞいます。これは英文資料ですけれども、行政文書ですので、申請をしていただければ見ていただけます。ただ、これは当然、アメリカに行けば見られる資料でごぞいますが、こちらで見れば交通費が浮くということですね。

その次が『昭和財政史—昭和27年～48年度』ということで、第一次オイルショックまでのシリーズです。このときにも省内の部内資料を収集いたしました。事実関係を客観的に、かつ通史として要領よく叙述するという目標を掲げ、資料編も作りました。

ちょっと申し遅れましたが、先ほどの『昭和財政史—終戦から講和まで』のシリーズのときにも、英文が一冊、和文が二冊の資料編を別途作りました。これは生の資料をそのまま活字にして財政史の一部に据え、市販したわけです。

伊藤 これは20巻の外ですか。

寺井 いえ、この中でございます。ですから、17巻の叙述編があつて、そのうち資料編が3巻ということですね。

それから、48年までのシリーズについては、叙述編2編について資料編が1編付くと、そういう対応関係になるように資料編を充実させて刊行しております。

その後のシリーズについては、『昭和財政史—昭和49~63年度』全12巻を私どもが編纂を進めておりまして、うち6巻を刊行しています。

その次のページには、49年度から63年度の財政史の内容と執筆者が書いてありますが、その先々をめぐっていただきますと横紙がございます。これが明治財政史から48年度までの財政史の内容構成となっております。ざっとご覧いただいておりますとお分かりになられると思いますけれども、財政、金融、国際金融といった具合に、大蔵省、財務省の行政実績を幅広くカバーしたものととなっております。

その次のページですが、これは財務省の広報誌である『ファイナンス』の1月号に掲載したものです。まだ政府刊行物センターのほうには出ておりませんが、もう少しで出てくると思います。これは『昭和財政史』の紹介記事で、ザッと見ますと、『昭和財政史』シリーズの構成について書かれていますが、この3行目をご覧ください。昭和のシリーズは60年間で70巻ということで、これが今年終わるわけですから、非常に記念すべき年だと私は考えています。その後には書いてあるのは、財政史というのは『明治財政史』『明治大正財政史』『昭和財政史』と続く大きな流れがひとつあつて、これについては財政金融政策史としての学術的な側面を持っているということですね。

それから、財務省正史のもうひとつの流れとして、『大蔵省百年史』というのが過去に出ておりまして、それを平成10年に『大蔵省史—明治・大正・昭和』という形で、増補・改訂いたしました。ですから、大蔵省の歴史としては、すでに平成10年の時点で昭和までは書き終えてはいるんです。ただ、先ほども申し上げましたように、学術的なものとして掘り下げたと言いますか、政策形成の内側を分析した財政史としては、まさに今年、昭和が終わることになります。

その次に「正史」があれば「外史」があつてもおかしくない。」と書いてありますけれども、賀屋さんと津島さんという蔵相経験者が監修をされた『昭和大蔵省外史』というのがあつて、これを実際に書かれたのは、ご存じだと思いますけれども、有竹修二さんです。

このようなものがあるということで、本当に手前味噌になりますけれども、いろいろなところに聞いてみましたら、『通商産業政策史』というのがございますけれども、これ以外では、うちがいちばん政策史に熱心な官庁ということが言えるのではないかと思います。

以上が『昭和財政史』シリーズ編纂の経緯でございますが、この秋には昭和の大蔵省行政史の取りまとめが一応終わるわけで、いまはこの財政史のために我々は総力をあげて取り組んでいる状況です。その財政史室は、この研究会でもお話をされました大森とく子先輩が活躍された頃は、職員数も非常に揃っておりまして、多数のアルバイト職員がいました。現在の体制は当時に比べると全くこじんまりとしておりまして、そうした体制のもと、急ピッチで刊行を進めている状況でございます。これは経済・社会の展開が早まってきたことに対応したのですが、財政史室の

職員というのは、省内はもちろんですけども、外部からもいろいろな照会を受けるわけです。そういったことに対して日々、対応してきていると、調べごとが非常に多いんですね。大体、電話の交換手というのは、古いことといえばまずうちに全部つないでできます。相手はどなたですかということは聞かないで、私どものところに大体振ってまいります。それで調べるわけですが、場合によっては「情報公開室にまわって閲覧申請をしてください」という形で対応させていただいております。

なぜ、こんな周りくどいことを申し上げるかといいますと、財政史室の業務の中心は、私が考えますに、あくまでいま手がけている財政史の編纂・刊行であって、これを横に置いて、古い資料の整理とか、その他の作業に手を付けることは、なかなか難しい現状があります。それから、財政史室が管理している資料というのは、財政史を編纂するために我々のOBがたいへんなご苦労をされて収集された資料ですから、この辺りが、図書館のように図書を購入して一般に公開することを目的とした機関とは、業務の性格・内容が違ってございます。しかし、そうは言いながらも、歴史的資料というのは国民共有の財産ですから、それなりに情報公開されていくべきだという認識も当然持っておりますので、資料をデータベース化して外部の方々にも利用できるようにすることを考えております。その具体的なアイデアについては、説明資料の目次の4のところでお話をしたいと思います。

次に財政史室の資料についてお話します。先ほど室長から行政文書というお話が出ましたが、図書以外は全て行政文書という扱いになります。財政史室が保有する資料の位置づけをどう考えているかという点については、先ほど述べた通りですが、財政史室が管理している資料は、財政史室が財政史編纂に役立てるために収集したものであるということで、その基本的な考え方は、いまの『昭和財政史』シリーズの編纂方針にも非常に明確に反映されております。つまり、現在の監修者である中村隆英先生・林健久先生が財政史の巻頭に書いておられますが、「決定され実施された政策の単なる記録に止まらず、その政策立案の背景にあった諸事情や決定に到るまでの変遷についても、可能な限りあとづけられるように配慮をしている」ということで、これは先ほど伊藤先生がお話になったことと全く一致するわけです。政策決定のプロセスが分かるようにしなければ、財政史の価値はないのだということを最初に言っておられるわけですから、我々の財政史編纂の方針は当然、これに沿って資料を収集し、なるべく政策決定のプロセスが国民の前に明らかになるようにする。当然、専門家の皆さんにも分かっただく、そういう趣旨で編纂・刊行を行っております。

先ほどもお話をしましたけれども、具体的に講和条約発効後の『昭和財政史』シリーズでは、資料編、あるいは資料巻と我々は読んでおりますが、そういう形で政策立案のための検討ペーパーも含む資料そのものをパソコンで入力いたしまして、財政史に収録する方法を取っております。その意味で、これも手前味噌ですけども、独自に情報公開を前倒しでやってきたと私は考えております。当然ながら資料巻には、監修者と多くの執筆者がおられますので、執筆者が資料的価値が高いと判断したものを優先して収録しています。昭和の終わり頃から、役所もようやく本格的なワープロ時代になってきたと記憶しておりますけれども、それまでの資料は手書きが非常に

多く、もちろんタイプ字もたくさんございましたけれども、資料卷の中には手書きで注が付いているものがあります。たとえば、ペーパーの片隅に手書きで「大臣室」と書いてあると。そのペーパーは、最初は一係員が書いたものかもしれませんが、だんだん係長、課長補佐、課長、局長と上がっていくうちにこのペーパーは姿を変えて、大臣室に入ったということは、これは局議を経て大臣に上げる最終段階のものだということです。そこまで分析を一応いたしまして、それははっきりしているものについては注を付けて、なおかつ活字でも「大臣室」と書いてあります。ここまで資料の出所を明らかにして資料卷の中に収めておりますので、これもぜひご覧いただきたいと思います。

ボリュームのお話をいたしますと、1ペーパーを1点と数えますが、終戦から講和までのシリーズでは1443点。ただし、これには条約や法律、あるいは提案理由説明等いろいろなものが実は入っておりまして、皆さんがぜひご覧になりたいとおっしゃる手書きペーパーばかりではございません。それから、講和から48年度までのシリーズは1279点。いま私どもが手がけております49年度から昭和の終わりまでのシリーズでは1023点。ですから、合計で3745点の資料を資料編として財政史の一部に活字として収め、市販しているわけです。何か自慢話のようになって申し訳ありませんが、それくらい資料というものを大事に考えているということ、先生方にはぜひお分かりいただきたいんです。ですから、安易に捨てるわけがありません。

いまのシリーズの話にもう一度戻りますが、資料の4ページをご覧ください。これが昭和49年度から63年度のシリーズで、1巻から7巻が叙述巻と書いてございます。その次に資料巻がございまして、第8巻の中には財政政策・財政制度・予算・特別会計・政府関係機関・国有財産の資料が入っています。その中には、いま申し上げたペーパー類も入っていますが、前のシリーズに比べると、ペーパー類が少なくなっているというひとつの傾向がございまして。これは実は、原課・原局がそういうものをあまり残さなくなったという傾向が、この編纂を開始した頃からもうすでにあったということです。それから、いろいろなものがもう市販されているので、最終的なものだけ残せばいいと、資料に対する担当者の見方も変わってきたわけです。まあ、それは世の中の見方も変わってきたのだと思いますけれども、そういうことで本当の一次資料については、やや薄くなっている気がいたします。それでも、統計も含めて第8巻から第12巻まで、資料巻として今回のシリーズで世の中に資料を公開いたします。

ここで裏話をいたしますと、資料巻に収録をしたもの以外にも収集した資料はございます。しかし、作者が不明、合議段階が不明というような難点があつて、省内の局からクレームが付いたことがございました。大森先生のお話が過去にございましたけれども、廊下に積まれていた文書を我々の先輩方が抜いてくるわけですね。そのときは慌てて抜いてきますから、この文書がはたして局長まで行ったのか、次官まで行ったのか、そんなことは考える暇がないと思うんです。そうすると出所が分からない。これは係員が書いたのだと言われれば、我々はそれを財政史に載せるわけにはいかないし、執筆者、監修者が「いや、これは……」というふうにおっしゃるわけです。つまり、歴史的な価値が定まっていない資料を安易に載せるわけには当然いかないわけです。いずれにせよ、このようないろいろな経緯がございまして、最終的に私どものところにも基本的な

資料は残っているということでございます。

それから、財政史室の行政文書をどうすれば見られるかというお訊ねについては、先ほど室長から説明があった方法で原則開示をいたします。これが一義的なお答えですが、私ども財政史室の文書というのは、一般の行政文書と管理体制が異なっている面があるので、この辺りについて差し支えない範囲でお話をさせていただきます。繰り返しになりますけれども、当室の資料収集というのは、あくまで財政史編纂を目的に行っているものであって、現状では保有する資料の全体について図書館や資料館のような資料整理ができていません。実は目録も整備中です。伊藤先生が先ほど核心を突くご質問をされましたが、もし目録が完備されていて、なおかつ資料が全部揃っているということであれば、我々も堂々と胸を張って出せると思うんです。しかし、実際には目録はまだ途中段階ですし、目録には載っているのにない本もあります。しかも、歴史的価値があるのに、欠けているものがあるんです。今度、公文書館に移管をいたしますけれども、そのときには公文書館にお詫びをしなければいけません。それは、財政史編纂という長い歴史がありますから、その中でいろいろな方がお見えになったり、いろいろな職員がおられたり、どういう経緯か私は全く分かりませんが、明治時代に書かれた毛筆の和綴の文書の中で欠けているものがあります。非常にこれは残念なことです。そういったものの整理をどうつけるのか、その説明ぶりも当然考えて公文書館に移管しなければいけません。いま我々はそういった作業をしている段階です。ですから、目録の整備については、いまのシリーズが終わった秋以降に本格的にやっていきたいと考えております。ただ、最近の財政史室の業務体制と言いますか、人員の問題もありまして、これは当然のことながら担当の方々をお願いをしておりますが、こういう財政状況ですから、なかなか厳しいものがございます。

しかし、そういった中でもなんとか進められるものについては進めたいということで、古い資料のCD-ROM化にはすでに着手をいたしておりますし、公文書館への移管と、もうひとつは資料館制度への移行を検討中でございます。この話については、大森先生がこういう場で披露されるとは思わなかったのもうっかりお話をしましたけれども、一応私どもの所長まで上げている話です。行政文書のどこかにちらっと書いてあると思いますのでお話をいたします。これは、資料館を作りますと行政文書の対象外になりますので、より皆さま方がアクセスしやすくなるのではないかと考えております。ただ、これは全くの検討段階のことです。

いま3点ほど上げましたけれども、まず資料の保存方法の改善という点では、CD-ROM化を予算化できるところから進めておりまして、CD-ROMの読み取りと印刷がセットになった機材を5年ほど前から保有をしております。この点については、大森先生から間違った発言がありましたので、この前、私は大森さんにお会いして、あの発言は違いますと申し上げておきました。それは、CD-ROMがあるわけですから当然、読み取り機もありますので、劣化が早そうな文書——特に和綴の文書からCD-ROM化を順次進めておりまして、実際に情報公開の開示請求がありましたので、そのときこれを使って開示に対応いたしました。

それから、大震災等の非常時のバックアップ用として、遠隔地の倉庫にマイクロフィルムを保管しています。実はCD-ROMよりもマイクロフィルムのほうが耐用年数が長いので、これは

バックアップ用として当然必要です。通常の手順としては、マイクロフィルムを作り、そのマイクロフィルムからCD-ROMに移行するという形で作業をしております。ただし、マイクロフィルムを読む機械——リーダー・プリンターが故障していることは事実でございます（笑）。

次に公文書館への移管につきましては、大体 800 冊の和綴のものを手続き中です。それらを含め和綴文書は空調のある部屋に置いてあるんですが、公文書館と比べますとやはり、湿度の関係とかその辺の調整が上手くできませんので、和綴文書については早めに公文書館へ移管をしていくことを考えております。

伊藤 財政史室のものは、公文書館としても一括するんでしょうか。

寺井 全てということですか、最終的にということですか。

伊藤 一括というのは、つまり、財務省の他の資料とは一緒にしないという意味です。

寺井 その整理は公文書館側の考え方ですから……。

伊藤 家文書などもやっぱりそうですかね。

寺井 公文書館は時期的な分類をするんでしょうか。

河野 ちょっと分かりません。この間の移管した閉鎖機関清算関係文書については、それ自体で部屋を作りましたが、そこは向こうの判断になるのではないかと思います。いまのところ何も協議はしておりません。

伊藤 いま言った和綴のものには家文書も入っているわけですか。

寺井 入っています。ただ、移管する部分については、もう少し歴史が新しい文書で、昭和時代が中心になります。

伊藤 でも、それも家文書の場合もあるわけですね。

寺井 ええ。ただ、我々が考えているのは、実はまだあれ(諸家文書)を見ながら文書を書いていますので、活用している間は手元に置いておくと。それはもちろんCD-ROMを使えばいいのですが、CD-ROMにしますと活字がうんと小さくなるんですね。それで読みにくいので、しょっちゅうではありませんが、我々は実物の資料をめくって読んで、それで記事を書くことがあるんです。ですから、使っている間は置いておきたいということもあって、その順番については我々の考えでやっております。

伊藤 でも、向こうに移管するのか、資料館にするのか、どちらかに決めないと資料がバラバラになってしまいますよね。

寺井 そうですね。実は和綴文書については、内閣から要請があつて、それに応えるために対応したという事情もあるんです。それで資料館を作りたいということと矛盾をするわけですが、我々はCD-ROM化を全部済ませておりますし、資料館を作ったとしても、現物はめくる度にポロポロと崩れていきますから、外部の方にしょっちゅう見せることはできないものです。我々もしょっちゅう現物を見るということではなくて、コピーしたもので字が薄れている場合等は、現物に天眼鏡を当てて活字を読み取らなければなりませんので、それで手元に置いてあるわけです。それはCD-ROMにしても、やっぱりよく見えないところがあるんですね。そういったことで、いまのところ我々は任意に順番を決めておりますけれども、和綴のものについて保管の体

制ということを考えて、公文書館への移管をいまのところ考えております。というのは、資料館が本当に実現するかどうか、これは全て予算が認められるかどうかにかかっておりますので、予算が付くまで待っていたら和綴文書はボロボロになってしまうかもしれませんから、とにかく資料の命を最優先にして判断いたしました。

いま資料館のお話が出ましたが、お手元の資料で言いますと、目次の4番にあたります。先ほど『ファイナンス』の記事を見ていただきましたが、その後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令をプリントしておきましたので、これをご覧ください。この中の第2条の第3号に「三 前二号に掲げるもののほか、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的——」と書いてあつて、「次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの」ということで、指定を受けて適切な管理ができるようになるのが、先ほど申し上げた資料館構想です。

ただ、第3条にございますように、適切な保管・保存のできる専用の場所が必要です。それから、目録が完全にできていなければいけませんし、一般に閲覧できるような体制作りをしなければいけませんから、これにはやはり時間・お金・人がかかります。しかし、いまのところまだ財政史室にはその余力がございません。少なくともこの秋までは、昭和のシリーズを終えるために懸命になって作業をしているという状況です。そういうことで、きょうのお話でドッと財政史室に閲覧申請に来られると、いまのところは私どもは処理できない状況にありますので、きょうは言い訳半分、本当に申し訳ありませんが、そういう正直な気持ちで来ました。

それから、財政史室の行政文書について開示請求がなされた場合、どういふ対応を我々が取るのかという問題ですが、財務省の行政文書ファイル管理簿では、すぐに私どもの文書には辿りつけない形になっております。この前、伊藤先生にお話したときにそういうご指摘がございましたし、先ほどのお話は多分、具体的には私どもの資料を指しておられるのではないかと思うのですが、実は私ども、この登録をしたときに目録を完備していないということもあつたので、「この登録については大括りにしたいのですが」と言いましたら、それについて情報公開室のほうから「いいですよ」というお返事をいただきました。ですから、行政ファイル管理簿のタイトルでは、上から順番にいきますと、「昭和財政史編纂資料」には、戦前編の編纂に関する基礎資料が一切ここに入っています。それから「昭和財政史—終戦から講和編纂資料」には、占領期の資料が一切入っています。それから、27年度から48年度の資料、49年度からという形で入っています。また、占領期の英文資料は「財政史英文資料」という具合です。このように諸々ございまして、外部からは分かりにくい分類になっております。その上、目録は完備しておりませんし、資料の点数が非常に多いので、皆さんが分かりやすい行政ファイル管理簿のタイトルを付けるのは、なかなか難しいということもあります。

ですから、窓口にお出でいただければ、私がお出で、情報公開の担当者と一緒にお話を伺うことになります。そこで、誰が作成して、いつ頃のどんな文書かということを確認する作業——先ほどの資料で言いますと23ページのQ&Aの(1)にございますが、行政文書開示請求書の補正を行うわけですが、そこでももちろん開示する・しないという判断があるわけですが、開示

の手続きとしては大体、この補正から始まります。そして、実際に私どもは開示の実績を持っておりますから、経験的には大体この補正で確定ができます。もちろん、何があるのか即座に全部見たいというお求めもあるかと思いますが、情報公開法は、情報公開業務のためにその職場や職員の本来業務がおろそかにならないように配慮しております。我々は国民に自分たちの本来業務でサービスするのが本務であり、もちろん情報開示に応えるのも我々の仕事ですけれども、大事にしたい仕事は正直あるわけです。ですから、それがおろそかにならないように、法律上でもそれは手当てがなされておりますので、たいへん申し訳ありませんが、我々のペースで開示に応えさせていただくと言いますか、開示させていただくことになります。

次に開示までの期間の問題ですが、財政史の資料はひとつの問題を抱えております。これも先ほど伊藤先生がご指摘なさいましたが、資料の綴りの中に他省庁の資料があって、大蔵省で作成されたものばかりとは限りません。たとえば、主計局などは各省から資料を集めて、それをもとに分析をしていろいろなペーパーを作りますから、各省資料が入っております。これは当然ながら移送という形で、本来それを作成した省庁に訊ねてみなければなりません。それで、これは各省が応える場合もあるし、我々も一応、応えていいことにもなっております。そういう形で、実際にいま我々の経験としてそういうやりとりをしております。ただ、外務省などは数千件の開示請求を抱えておまして、私どもが審査してと言っても、なかなか出てこないことがございます。ですから、これは必ずしも財務省だけの責任ではない場合もありますし、それはいろいろな省庁について言えることだと思いますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思えます。

それから、省庁だけではなくて党の資料もございます。先ほど愛知さんのお話がありましたが、実際にそういうものがあります。これについては我々も非常に迷うところで、これはやはり党に聞かなければいけないのではないかと思います。党がどれくらいの期間で応えてくれるのか、特に政治家を経験された方の文書については、そういう問題があるのではないかと思います。ですから賀屋文書についても、賀屋さんは戦後、法務大臣をなさっておりますので、これもそれなりのお時間を必要とするのではないかと考えております。ただ、これは本当に国内部の事情でございますので、研究者の皆さんにとっては、それが何だというお考えもあろうかと思えますけれども、そこはご配慮いただきたいと思えますし、とにかく情報公開申請に対しては丁重に対応をさせていただきます。ただし、ドツと押し掛けられますと『昭和財政史』の完結が遅れまして、それはそれとして私どもも非常に困ることになります。

また、資料館制度への移行のための目録の作成などについては、『昭和財政史』シリーズが今年の秋から年末にかけて間違いなく完結すると思っておりますので、その暁には着実に進めていきたいと考えておまして、私個人としては、お手元の資料にございますように、国税庁の租税資料館をいまのところイメージしておまして、実際に出向いて担当者や教官の話を聞いております。しかし、くれぐれも申し上げますけれども、予算の制約、人員の問題があって、いまのところこれもお約束できる段階には至っておりません。以上、お手元の資料に沿ってざっと説明をさせていただきました。

伊藤 この租税資料館は、指定されているものですね。

寺井 指定されております。

伊藤 私のところの大学の図書館も当然のことながら指定をされているわけですが、今度は逆の問題があって、いろいろな個人文書を受け入れて、これは原則公開でございますので、ちょっとこれは個人情報としてまずいのではないか、あるいは、国の利益のためにどうだろうかと思悩むことがあります。しかし、同時に、中村隆英さんと僕は昔から一緒に仕事をしてきた仲でもありますし、林健久は同期生でいまでもお付き合いのある縁の深い方でありますから、ときどき話をして、財政史室は一体どうなるんだということを言いますと、あまり自信のないような顔をなさっておられるので、ぜひ資料館でやってくださいとはお話しておりますが、やっぱり強いバックアップがないとちょっと無理ではないかなと実は思っております。

それで、情報開示について僕はむしろ、たとえば、賀屋さんなら賀屋さん、愛知さんなら愛知さんの文書を、一体どの程度持っていらっしゃるのかということなんです。つまり、概要を知りたいわけです。たとえば、大蔵省の文書だけを持っているとか……。まあ、それはいまそうでないことが分かりましたけれども、そうでなければ、賀屋家とか愛知家にもういっぺんアプローチをして、「他の資料をください」と言えるわけです。それが、ただ持って行って中身が分からないということだと、「全部、財務省にあげました」と言われると、「そうですか」ということになってしまいます。ですから、すぐに何を見たいというよりも、一体どんなものを持っていらっしゃって、将来的にそれをどのような構想で持っていかれるのかということを知れば、それは非常に安心ですから、いまずぐ押し掛けようという気持ちでいる人は非常に少ないと思います。むしろ何か分からないというのが非常に嫌な感じで、諸家文書はマイクロフィルムにして一部、憲政資料室に行けば見られるわけですから、ああいう形にしてくれるといいなと実は思っているわけです。

それで、愛知さんとか賀屋さんとか、その他のものもたくさんあるわけですがけれども、そういう方のご遺族の了解さえ得られれば、公的な機関で見せることは可能なのではないかと、大蔵で一生懸命に抱え込んでおく必要はむしろないのではないかなと。私もちょっと意地になりまして、「そうですか、あなたのほうがそういうお考えでしたら、私のほうは大蔵の個人文書を集めましょう」と。それで、公開してしまおうと思っていまあちこちに当たっておりますが、これがあるわけです。ですから、財務省としても、いま寺井さんあたりは財務省で相当頑張っておられると思いますが、もう少し何か強い力で外からプレッシャーをかけないと、まいってしまっているのではないかなと実は思っています。やはり、ちゃんと予算を付けてもらわないことにはどうにもならないわけで、その戦略をお考えいただければと思いますし、どうしたら僕らがバックアップできるのか、その辺もお考えいただきたいと思っております。

小宮（京） 先ほどのお話の中で、情報開示請求で他省庁へ移送というようなことがあったと思います。愛知や賀屋の場合には党に相談ということでしたが、党に相談と言われても、どの辺りに相談されるのか、カウンターパートはどこになるんでしょうか。私は戦後の政治史をやっておりますが、自民党ができる前の政党を調べていると、政党が残っていないものですから、資料が

どこにあるのか、実は全く分かりません。党に言ってみても、一体どこに当たっていいのかがまず分からない状態です。そういう部分を管理している方が分かれば非常にありがたいという、非常に個人的な欲求からの質問です。たとえば愛知さんの資料開示請求が来たときに、非常に政治的なものだから党に聞くという場合には、どの辺りがカウンターパートになるのでしょうか。

寺井 実際に経験的なものがないのでいまはちょっとお答えができませんが、事務局が当然ございますよね。それで、資料的というより、むしろ政策的に判断をしていただくことになるのではないかと私は思います。

小宮（京） 政策的にというのは？

寺井 政策的にと言いますか、要するに、党運営とか、そういう利害的なもので多分、判断していただくことになると思います。

伊藤 他にいかがですか。村井君辺りは実際にアプローチをしたんですか。

村井 まだしていません。それで、ちょっとお聞きしてよろしいですか。財務省に関わることでないのですが、公文書館への移管について、先ほど内閣からの要請という話がありましたが、たとえば、財政史室のほうで、移管したくない、渡したくないと思っている場合、それは断り切れるのか、内閣の要請だから断りきれないのか、ここはどういう具合になっているのでしょうか。合意がなければ移管できないということなんでしょうか。

河野 公文書館への移管については、内閣府が全体として取りまとめをやっておりますが、今の官房長官は公文書館を諸外国並みにしようという強い意向を持っていますので、内閣府のもとに研究会とか懇談会を設けて、どうしようかと研究をされているわけです。その一貫として、今年は特に内閣府のほうから各省に対して、公文書館への移管について強い要請が来たということで、内閣からの要請に応じたということです。

村井 各省庁に拒否権はあるんですか。

河野 移管の方法については先ほども言いましたが、9月末から10月にかけて、こういう廃棄文書がありますということでリストを提出するわけです。その後は、内閣府と公文書館とそれぞれの担当省庁との協議という形になります。最終的には、先ほどの閣議決定なり申合せがありますから、それに則って判断をすることになりますので、どこまでそれで読むかということになりますが、各省庁が必要なものは、保存期間を各省庁で延長しますから、捨てるのではなくてずっと抱えたままという形になります。

村井 たとえば、愛知文書みたいに大分昔のもので、でも財務省が持っているというものはどうなるんですか。

河野 それは、財務省で必要がなくなれば移管になりますし、現用性があるうちは財務省が持っています。

伊藤 ある段階まで、現用、現用と言っていて、あるとき突然、現用ではなくなったので資料館にしますという、この転換がたいへんだと思うんですね。

河野 いま財政史は30年保存をかけています。

伊藤 30年というのはいつからですか。

河野 平成13年に施行したときに30年保存をかけています。

伊藤 それは前の巻についてもそうですか。

寺井 全部そうです。うちは、たまたま最長30年なので30年としているだけであって、永久という考えです。ですから、それを転がしていきます。

伊藤 それを聞いて安心をいたしました。

寺井 それから、いま現用性のお話がありましたけれども、諸家文書をいま全部移管するわけにはいかないというのは、我々が財政史室としてそれをもとに記事を書くことがありますから、まだ現用性を持っているわけですね。ですから、これは放棄するわけにはいかないということで、公文書館に移管をしないという判断はできるわけです。

伊藤 でも、明治・大正期のものについてはどうですか、いま編纂しているのは昭和の後半ですから、現用性という点ではちょっと危ないのではないのでしょうか。

寺井 そういう点では、『ファイナンス』の3月号には、諸家文書ではありませんが和綴文書の写真を載せて、大蔵省資金運用部の記事を我々も実際に書いておりますので。

伊藤 そういう場合は、現用というのはどれほど拡張して下さっても構いませんので、ぜひお願いします。

武田 私、こちらでオーラルヒストリーのプロジェクトをやってきて、いろいろな省庁のヒアリング記録を調査してきましたが、その中には旧大蔵省のものも随分とあって、特に『昭和財政史』を作るときには、それを随分活用されていると思いますけれども、それは先ほど言った、たとえば、終戦から講和までの資料のところに入っているということですか。

寺井 入っていますし、口述の記録についてはもう開示請求に応じておりますので、窓口に来ていただければ対応いたします。

武田 たとえば、『大蔵大臣回顧録』とか、その他の少し古い時代の大蔵大臣のヒアリング記録も全部一括して。

寺井 ええ。行政文書ですから、全く同じ扱いです。

武田 その原本が見られるということになるんですか。

寺井 先ほど言いましたように、何回も触れているうちに磨耗が激しくなるようなものについては、コピーをお見せするというルールになっていますので、必ずしも原本ではないものもあります。

武田 たとえば、『大蔵大臣回顧録』ですと、刊本になっているものしか私は見たことがないのですが、編集前の生の録音記録と言いますか、テープか速記か分かりませんが、それを起こした直後の記録を見られるということになるのでしょうか。

寺井 それは当時ですから謄写版か何かでしょうかね、ちょっと私は現物を見ていないので分かりませんが。

伊藤 多分、謄写版だと思いますね。

寺井 繰り返し申し上げますが、全て行政文書になっておりますので。

武田 それから、この情報開示制度関係資料を見ておりましたら、行政文書にもいろいろな種別

があって、たとえばカセットとか、録音テープとか、そういうのもあるということですが、もし昭和 40 年代に聞いたインタビューがあって、実際にオープンリールなりカセットなりを聞きたいというふうに請求する場合には、窓口で相談するしかないんでしょうね。

河野 そうです。

武田 種別を検索するところはないんですね。

河野 それはないです。

武田 そういうふうに窓口で対応すればいいということですね。それで、これも複写もできるんですね。たとえば、一時間のカセットテープがあれば……。

河野 確かできたと思います。

武田 ここに 700 円でできると書いてありますので、できることが分かりました (笑)。これは、自分の仕事に関係するものですから。

河野 あればということで、あまり私もカセットテープ等の開示請求を受けたことがないものすから。

伊藤 昔はテープが高かったので、テープを残さないで速記だけ残して、その速記をガリ版で刷って、その刷ったものが残るとというのが大半だと思いますね。テープが残るようになったのは、テープが安くなってからですよ。

そう言えば、大蔵省の外郭団体も何かやっているんじゃないですか。

武田 そうなんです。大森先生の報告のときにも少しお話がありました。

寺井 金融財政事情研究会ですね。

武田 それは、編纂資料として行政文書の中に入っているということですね。「戦後財政口述資料」は、官房調査部と金財政研究会の 2 つの名前が表に書いてあるので、これはどういうふうになっているのかなと思っていましたが。

寺井 うちの名前が入っていれば、そういうことになりますね。

伊藤 それは、誰がどれだけ回顧録、回顧談をやったのかを知りたいんですね。

武田 私が大森先生のお話を聞く前に調べたときには、たまたま「戦後財政口述資料」は全部で 8 巻あって、これ以外にもあるのではないかと調べておりましたが、大森先生のお話で「いや全 8 巻です」と言われたので、それを最初から知っていれば別のものを探していたのに、というのが正直なところなんです (笑)。

河野 情報公開法では、簡単に資料を作れるじゃないのと思われても、いま文書としてあるものしか出せません。資料を作る義務はないのです。ですから、そういう一覧表が作ってあれば、あるかもしれないと請求してもらうのは自由ですが、それがなければ、「ありません」とお答えするしかないわけです。

村井 「戦後財政史口述資料」の全 8 巻というのは、終戦から講和までの昭和財政史のために行ったものですが、東大の法学部の近代日本法制史料センターに平田敬一郎文書というものがありまして、この方は大蔵省の主税局長から事務次官になられた方ですけれども、それに昭和 30 年度、31 年度口述などがあるんです。これは終戦から講和までの財政史口述資料全 8 巻には入っ

ていないもので、平田氏だけやっているとはちょっと考えにくいんです。ですから、終戦から講和以降の聞き取りも、請求してもしあれば出てくると。一気に行くことは伊藤先生が控えよということですから行きませんが、あるのかなと思っているのですが。

伊藤 (笑) いや、ボチボチと。

武田 私と交代で行くと(笑)。

村井 そこはあれば出てくるということですか。

寺井 先ほどお話ししましたように、もう開示請求に応じておりますので。

伊藤 さっき君が言った全8巻というのは、もう表に出ているものでしょう。

武田 表に出ているというのは。

伊藤 要するに、どこかの大学の図書館にあるんでしょう。

武田 そうですね。

伊藤 内部資料といっても、たとえば、その内部資料を持っている個人が亡くなって、それが市場に出てどこかの図書館に入ったら、これでもう公開ということですからね。

村井 そうです。ただ、平田氏のものしかないんです。ただ、それを行っているのがやはり大臣官房調査部と金融財政研究会だと思われるのです。

伊藤 同じパターンですね。

村井 はい。

伊藤 そろそろ6時近くになってきましたので、大体終わりにしたいと思います。他に質問はございませんか。財務省の偉いお役人さんのお話を聞くことは滅多にないわけですから、この機会にご質問があればどうぞ。

では、ないようですので、きょうは本当にどうもありがとうございました。早急には行きませんが、ボチボチと行きますので、よろしくお願ひします。

(終了)